

第七十八号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月二十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第二項の」を「次項の」に改める。

別表第一江戸川区西葛西駅東駐輪場の項中「江戸川区西葛西六丁目二二番八号」を「江戸川区西葛西六丁目二三番一二号」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

土地所有者から返還の求めがあったことに伴い、江戸川区西葛西駅東駐輪場の位置を変更するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。